

免除・猶予・学特をご利用ください ～保険料を納めることが困難な方々へ～

●申請免除

保険料（平成20年度14,410円）の「全額」・「半額」・「4分の1」・「4分の3」が免除されます。

「免除」の承認を受けると、免除期間分の老齢基礎年金は「全額免除」で3分の1、「4分の3免除」で2分の1、「半額免除」で3分の2、「4分の1免除」で6分の5となります。

☆免除対象者

- ・所得が一定の基準を下回る方
配偶者又は世帯主の所得にも適用
全額免除以外は各種控除金額を加算
 - ・障害者又は寡婦で、前年の所得が125万円以下の方
 - ・失業、風水害等で保険料の納付が困難な方（特例免除）
- ※失業者については、その方のみ前年所得がないものとして計算されます。よって、配偶者の前年所得によっては免除とならない場合があります。

●学生納付特例制度（学特）

本人の前年所得金額が118万円（給与収入で194万円、扶養者がいる場合は半額免除の基準を適用）以下の学生（学校法人の許可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校の学生は除く）は、申請により保険料の納付が猶予されます。

●若年者納付猶予制度

学生以外で、20歳代の本人と配偶者の前年所得金額が57万円（給与収入で122万円）以下の場合は、親などの世帯主の所得金額に関わらず、申請により保険料の納付が猶予されることとなります。

受給権等については、「学生納付特例制度」と同じです。

★申請に必要なものは？

それぞれに共通するものは、年金手帳、印鑑、所得証明書（失業特例免除申請を除く1月2日以降の転入者）です。加えて、失業等による特例申請免除ご希望の方は

雇用保険受給資格者証又は離職票、学生納付特例制度をご希望の方は学生証又は在学証明書（写し可）をご持参ください。

また、平成20年4月から、在学する大学等の窓口でも申請手続きをすることができるようになりました。（学校の窓口で申請手続きを行うには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要があります。）詳しい手続き方法については学校の窓口にお問い合わせください。

★保険料の追納ができます

免除又は納付特例・猶予制度などの承認を受けた期間の保険料は、10年間納めることができます。（「追納」といいます）。

追納する保険料額は、保険料の免除等を受けた年度から起算して3年度目以降の場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

追納することにより、承認を受けた期間について満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

★申請は毎年必要です！

免除等の期間は、申請免除及び若年者納付猶予制度が7月～翌年6月末まで、学生納付特例制度は、4月～翌年3月末までです。

申請が遅れた場合でも、それぞれの免除対象期間内の希望する年月にさかのぼって承認されます。

